

第 1 編

教育職員の免許制度

第1章 教育職員免許法の概要

1 目的

免許法は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的としています。 (免許法第1条)

内容的には、免許状に関する基本的事項を定めており、その他の施行に関し必要なことは、免許法施行令及び同施行規則、教育職員免許法施行法及び同施行規則で定めています。

また、申請に関する具体的な手続等は、県規則で定めています。 (免許法第20条)

2 用語の意味

(1) 教育職員

「教育職員」とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）（これらを以下「学校」という。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいいます。 (免許法第2条第1項)

(2) 所轄庁

免許法にいう「所轄庁」とは、その教員の勤務する学校に応じて、次のとおり定めています。

(免許法第2条第3項)

- ・ 大学附置の国立学校又は公立学校の教員…………… 当該大学の学長
- ・ 大学附置の学校以外の公立学校…………… 当該学校を所管する教育委員会
(例 市町立小中学校の教員)…………… (各市町教育委員会)
(例 県立高等学校の教員)…………… (県教育委員会)
- ・ 大学附置の学校以外の公立学校
(幼保連携型認定こども園に限る。)…………… 当該学校を所管する地方公共団体の長
- ・ 私立学校の教員…………… 都道府県知事

(3) 実務証明責任者

免許法にいう「実務証明責任者」とは、その教員の勤務する学校に応じて次のとおり定められています。 (免許法第7条第2項、免許法附則第5項の表備考第1号、別表第3備考第2号)

- ・ 国立学校又は公立の学校の教員…………… 所轄庁
- ・ 私立学校の教員…………… 当該学校を設置する学校法人又は社会福祉法人の理事長

(4) 授与権者

「授与権者」とは、免許法により免許状の授与その他に関する権限を与えられた機関であり、都道府県教育委員会をいいます。 (免許法第5条第6項)

(5) 免許管理者

「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあってはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいいます。 (免許法第2条第2項)

3 教育職員と免許

(1) 「教育職員は、各相当の免許状を有する者でなければならない。」と定められています。

(免許法第3条第1項)

「各相当の免許状」とは、教育職員の各種別（教諭、助教諭等）、学校種及び教科にそれぞれ相当する免許状のことをいいます。

ただし、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の免許状については、学校種別はありません。

(2) 相当免許主義の特例

ア 特別非常勤講師

次の(ア)～(オ)に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、雇用又は任命しようとする者が予め授与権者に届け出ることによって、次の①～⑩の各学校において、各学校種別の教員の相当免許状を有しない者を充てることができます。（免許法第3条の2、施行規則第65条の8）

(ア) 各教科の領域の一部に係る事項（①～⑩）

(イ) 外国語活動の一部（①、③、⑧）

(ウ) 道徳の一部（①～④、⑥、⑧～⑩）

(エ) 総合的な学習の時間の一部（①～⑩）

(オ) クラブ活動（①、③、⑧、⑨）

①小学校

⑥中等教育学校（前期課程）

②中学校

⑦中等教育学校（後期課程）

③義務教育学校（前期課程）

⑧特別支援学校（小学部）

④義務教育学校（後期課程）

⑨特別支援学校（中学部）

⑤高等学校

⑩特別支援学校（高等部）

イ 免許外教科教授担任

授与権者は、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭の申請により、1年以内の期間に限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭が当該教科の教授を担当することを許可することができます。この場合において、許可を得た主幹教諭、指導教諭又は教諭は、その許可に係る教科の教授を担当することができます。（免許法附則第2項）

ウ 小学校の専科教員

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科、外国語活動（教科が外国語の場合）、総合的な学習の時間（その教科に関連する事項に限る。）、道徳、特別活動及び宗教（私立学校に限る。）の教授又は実習を担当する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師（特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師を含む。）となることができます。

ただし、特別支援学校の小学部において上記の専科教員となる場合は、特別支援学校の免許状を有する者でなければなりません。（免許法第16条の5第1項、施行規則第66条の3）

エ 中学校の専科教員

工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農

業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又はこの章の4(2)イの＊印(6ページ参照)で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科と総合的な学習の時間(その教科に関連する事項に限る。)の教授又は実習を担当する中学校、義務教育学校の後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師を含む。)となることができます。

ただし、特別支援学校の中学部において上記の専科教員となる場合は、特別支援学校の免許状を有する者でなければなりません。(免許法第16条の5第2項、施行規則第66条の3第2項)

オ 特別支援学校の教員

特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の免許状を有していなければなりません。(免許法第3条第3項)

ただし、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状(普通免許状又は特別免許状)を有する者は、当分の間、上記にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることができます。

(免許法附則第15項)

また、専ら知的障害者に対して教授(実習)を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師は、特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの教諭の普通免許状を有していればよいことになっています。(免許法第17条の3)

例1) 高等学校教諭一種免許状のみ有する者の例

- A 特別支援学校(病弱者)の小学部に勤務する場合、小臨免+特支(病弱者)臨免が必要。
- B 特別支援学校(知的障害者)の小学部に勤務する場合、小臨免+特支(知的障害者)臨免が必要。
- C 特別支援学校(病弱者)の高等部に勤務する場合、臨免は不要。

例2) 高等学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭(知・肢・病3領域)二種免許状を有する者の例

- A 特別支援学校(病弱者)の小学部に勤務する場合、小臨免が必要。
- B 特別支援学校(知的障害者)の小学部に勤務する場合、臨免は不要。

4 免許状の種類及び効力

(1) 免許状の種類及び効力

教諭の免許状として普通免許状及び特別免許状、助教諭の免許状として臨時免許状の3種類があります。

(免許法第4条第1項)

ア 普通免許状

普通免許状は専修、一種、二種(高等学校教諭の免許状にあつては、専修、一種)に区分され、全ての都道府県において有効期間の満了日又は更新講習修了確認期限まで効力を有します。

(免許法第4条第2項、同第9条第1項ほか)

- (ア) 幼稚園教諭(専修・一種・二種)免許状
- (イ) 小学校教諭(専修・一種・二種)免許状
- (ウ) 中学校教諭(専修・一種・二種)免許状
- (エ) 高等学校教諭(専修・一種)免許状 (注)教科の領域の一部に係る事項の免許状は一種のみ
- (オ) 養護教諭(専修・一種・二種)免許状
- (カ) 栄養教諭(専修・一種・二種)免許状

- (キ) 特別支援学校教諭（専修・一種・二種）免許状
- (ク) 特別支援学校自立教科教諭（一種・二種）免許状
- (ケ) 特別支援学校自立活動教諭一種免許状

（ク）、（ケ）免許法第17条、施行規則第63条、同第63条の2）

イ 特別免許状

社会において専門的な知識経験・技能等を身につけた社会人を学校現場に教諭として招致することを目的としたものです。

特別免許状は、雇用又は任命しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づき、授与権者が教育職員検定を実施し、学識経験者等の意見を聴取した上で合格した者に授与されます。

なお、特別免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有します。

推薦を行う際は、推薦書の添付が必要となります。

推薦書に記入する内容については、「第3編 申請の手続 栃木県教育職員免許状申請要領 第3 16 推薦書」（100ページ）を参照してください。 （免許法第9条第2項ほか）

その他詳細については、「第2編 教育職員免許状の取得方法 第9章 特別免許状」（92ページ）を参照してください。

- (ア) 小学校教諭特別免許状（※）
- (イ) 特別支援学校自立教科教諭特別免許状
- (ロ) 中学校教諭特別免許状
- (ハ) 特別支援学校自立活動教諭特別免許状
- (ニ) 高等学校教諭特別免許状

※ 小学校の普通免許状は全教科を担当することができますが、小学校の特別免許状は当該教科のみを担当することができます。なお、幼稚園教諭の特別免許状はありません。

（免許法第4条第3項、第6項、施行規則第65条の5）

ウ 臨時免許状

普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、授与権者が行う教育職員検定に合格したものに授与されます。 （免許法第5条第5項）

授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有します。 （免許法第9条第3項）

詳しくは、「第2編 教育職員免許状の取得方法 第8章 臨時免許状」（90ページ）を参照してください。

- (ア) 幼稚園助教諭臨時免許状
- (イ) 養護助教諭臨時免許状
- (ロ) 小学校助教諭臨時免許状
- (ハ) 特別支援学校助教諭臨時免許状
- (ニ) 中学校助教諭臨時免許状
- (キ) 特別支援学校自立教科助教諭臨時免許状
- (ク) 高等学校助教諭臨時免許状

（免許法第4条第4項、施行規則第63条第3項）

(2) 免許状の教科

次に掲げる各教科（*教科の領域の一部に係る事項）について授与されます。

ア 中学校

（免許法第4条第5項）

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、その他）、宗教（国立学校又は公立の学校を除く。）

イ 高等学校 (免許法第4条第5項、同第16条の4第1項、施行規則第61条の14)
国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語、その他)、宗教(国立学校又は公立の学校を除く。)、*柔道、*剣道、*情報技術、*建築、*インテリア、*デザイン、*情報処理、*計算実務 (*は一種免許状のみ 免許法第16条の4第2項)

ウ 特別支援学校の自立教科等

(ア) 視覚障害者並びに聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における自立教科 (施行規則第63条第4項)

視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立教科・・・理療、理学療法、音楽
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立教科・・・理容、特殊技芸(美術、
工芸、被服)

(イ) 特別支援学校の自立活動 (施行規則第63条の2第3項)

自立活動(視覚障害教育) 自立活動(肢体不自由教育)
自立活動(聴覚障害教育) 自立活動(言語障害教育)

5 一種免許状取得の努力義務

教育職員で、その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状取得の努力義務が課されています。 (免許法第9条の2)

なお、二種免許状所有教員の自発的な研修意欲を喚起するために、法令に基づき採用12年経過後の措置(小学校及び中学校の教員が対象)が講じられます。 (免許法別表第3備考第8号、第9号)

6 免許状の授与

(1) 大学等における養成による授与

文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得るために適当であると認定した課程において、所定の単位を修得した者に授与されます。 (免許法別表第1、第2、第2の2)

(2) 教育職員検定による授与

基礎免許状又は基礎資格を有する者が、上級免許状、他教科、隣接校種及び特別支援学校等の免許状を取得する場合に、学力、実務(他教科免許状取得の場合は不要)、人物及び身体について、授与権者が実施する教育職員検定に合格した者に免許状が授与されます。

(免許法別表第3、第4、第5、第6、第6の2、第7、第8、免許法附則第9項、第17項、第18項、施行規則第64条)

外国の教員免許状を有する者又は外国の学校を卒業(修了)した者について、免許法の規定に準じ、教育職員検定により相当の免許状を授与することができます。 (免許法第18条)

第1級総合無線通信士又は第1級陸上無線技術士の有資格者が、教育職員検定により免許状の授与を受けることができます。 (施行法第2条の表中20の2)

特別免許状、臨時免許状も教育職員検定により授与されます。 (免許法第5条第2項、第5項)

(3) 教員資格認定試験合格による授与

文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う教員資格認定試験に合格し、免許状の授与を受ける方法もあります。 (免許法第16条)

教員資格認定試験には、幼稚園教員資格認定試験、小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試験

験、特別支援学校教員資格認定試験の4種類があります。(施行規則第61条の2)

詳しくは、「第2編 教育職員免許状の取得方法 第10章 教員資格認定試験」(93ページ)を参照してください。

7 新教育領域の追加

特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者は、その授与を受けた後、教育職員検定により、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(=新教育領域)を追加することができます。

(免許法第5条の2第3項)

8 書換・再交付

免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更したとき又は免許状を破損若しくは紛失したときは、その事由を記して、免許状の書換又は再交付を授与権者に願ひ出ることができます。(免許法第15条)

9 欠格条項

次に該当する者には、免許状は授与されません。(免許法第5条第1項)

- (1) 18歳未満の者
- (2) 高等学校を卒業しない者。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者(刑の執行終了から10年が経過しない者、及び刑の執行猶予期間中にある者を含む。)
- (4) 免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

10 失効・取上げ

(1) 失効

ア 免許状を有する者が、次の事項に該当する場合には、その免許状はその効力を失います。

(免許法第10条第1項)

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられた者になったとき。
- (イ) 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者になったとき。
- (ウ) 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき
- (エ) 公立学校の教員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であって同法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

イ 免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければなりません。

(免許法第10条第2項)

(2) 取上げ

ア 国立学校又は私立学校の教員が、公立学校の教員における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければなりません。

(免許法第11条第1項)

イ 免許状を有する者が、次の事項に該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければなりません。

(免許法第11条第2項)

(ア) 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であって、免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

(イ) 地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であって、免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

ウ 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができます。

(免許法第11条第3項)

エ 免許状の取上げ処分を受けた者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければなりません。

(免許法第11条第5項)

(3) 免許管理者の義務

免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければなりません。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失います。

(免許法第11条第4項)

また、免許管理者は、免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行ったときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければなりません。

(免許法第13条第1項)

(4) 所轄庁の義務

所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が前記(1)ア、(2)ア又はイのいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければなりません。

(免許法第14条)

(5) 私立学校の義務

学校法人は、その設置する私立学校の教員について、前記(1)ア(ア)又は(イ)に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合に、その事由が前記(2)ア又はイ(ア)に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければなりません。

(免許法第14条の2)

11 罰則

(1) 次の者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

(免許法第21条)

ア 免許法の規定に違反して、免許状を授与し、又は教育職員検定を行った者

イ 免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から学力、実務、人物及び身体に関する証明の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行した者

ウ 偽りその他不正の手段により、免許状の授与又は教育職員検定を受けた者

(2) 次の者は、30万円以下の罰金に処せられます。(免許法第22条)

ア 相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した者

イ 相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となった者

(3) 次の者は、10万円以下の過料に処せられます。(免許法第23条)

ア 免許状を要しない非常勤の講師を任命又は雇用しようとする場合に、免許法第3条の2第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 免許状が失効した者又は取上げの処分を受けた者が、免許法第10条第2項(第11条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該免許状を返納しなかった者

12 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

令和4年4月1日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、法の施行後、法第2条第3項に掲げる行為(以下「児童生徒性暴力等」)を行ったことにより免許法10条第1項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者(以下「特定免許状失効者等」という。)からの免許状の授与申請については、免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができます。

なお、当該特定免許状失効者等に再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ都道府県が設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければなりません。

(児童生徒性暴力防止法第22条第1項、第2項)

第2章 単位修得の方法及び時期

第1節 大学における養成による場合（免許法別表第1、第2、第2の2による場合）

1 単位修得の方法

教員免許状を取得するために大学において修得しなければならない科目の単位は、文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得るために適当と認定した課程（以下「認定課程」という。）において修得したものでなければなりません。（免許法別表第1備考第5号のイ）

なお、教科及び教職に関する科目の単位は、認定課程以外の大学の課程で修得したものであっても、免許状の授与を受けようとする者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得るための単位として認定したものでも認められます。（免許法別表第1備考第5号のロ）

また、認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の入学前に別の大学（認定課程を有する大学に限る。）で修得した科目の単位のうち、当該大学が当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができます。この場合において、以前に在学していた大学が短期大学である場合は、二種免許状に係る各教科の単位数を上限とします。（施行規則第10条の3）

2 単位修得の時期

大学における養成による場合は、単位修得の時期を問いません。

第2節 教育職員検定による場合

- ① 上級の免許状及び特別支援学校教諭免許状を取得する場合（免許法別表第3、第6、第6の2、第7、施行規則第64条による場合）
- ② 他の教科の免許状を取得する場合（免許法別表第4による場合）
- ③ 実習の免許状を取得する場合（免許法別表第5、免許法附則第9項による場合）
- ④ 隣接する学校種の免許状を取得する場合（免許法別表第8による場合）
- ⑤ 学校給食栄養管理者が栄養教諭免許状を取得する場合（免許法附則第17項による場合）
- ⑥ 保育士実務経験者が幼稚園教諭免許状を取得する場合（免許法附則第18項による場合）
- ⑦ 特別支援学校教諭免許状に特別支援教育領域を追加する場合（免許法第5条の2第3項による場合）

1 単位修得の方法

認定課程で修得した単位のほか、次に掲げる方法により修得した単位も含めることができます。

- (1) 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- (2) 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- (3) 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

2 単位修得の時期

- (1) 上記①、③、④、⑤、⑥

基礎免許状及び基礎資格を取得した後に修得した単位でなければ使用できません。

- (2) 上記②、⑦の場合

単位修得の時期は問いません。

第3章 栃木県教育職員免許状の授与に係る単位修得基準

平成 元年 9月22日制定
 平成 4年 4月 1日改正
 平成11年 2月19日改正
 平成16年12月22日改正
 平成19年 4月 1日改正
 平成20年 4月 1日改正
 平成21年 4月 1日改正
 平成27年 4月 1日改正
 平成28年 4月 1日改正
 平成29年 4月 1日改正
 平成31年 4月 1日改正
 令和 2年11月30日改正
 令和 4年 4月 1日改正
 令和 5年 4月 1日改正
 令和 6年 4月 1日改正

1 栃木県教育職員免許状の授与に係る単位の修得方法については、教育職員免許状に関する関係法令及び栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

2 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3、第5、第6、第6の2、第7、免許法附則第9項、第17項又は免許法施行規則第7条第5項の規定により、教育職員検定により普通免許状の授与を受ける場合に必要となる単位の修得方法は、別表に定めるところによる。

3 別表に定める領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に関する科目に限る。）、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に関する科目に限る。）及び養護に関する科目の修得単位の内訳は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園教諭又は小学校教諭の免許状

1以上の科目にわたり修得する。

(2) 中学校教諭又は高等学校教諭の免許状

修得すべき単位数	右記以外の教科	「農業」「工業」「商業」 「水産」「商船」の教科	「看護」の教科
9単位以上	各教科にわたり修得する		
6～8単位	3以上の科目	1以上の科目	2以上の科目
5単位以下	2以上の科目		

(3) 養護教諭の免許状

3以上の科目にわたり修得する。

4 別表に定める管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目の修得単位の内訳は、同表に規定する教育内容に係る科目の中から、3以上の科目にわたり修得するものとする。

5 別表に定める栄養に係る教育に関する科目の修得単位の内訳は、全ての事項を含み修得するものとする。

6 別表に定める教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び教育実践に関する科目の修得単位の内訳は、次のとおりとする。

修得すべき単位数	修 得 内 訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

7 別表に定める大学が独自に設定する科目については、1以上の科目について修得するものとする。

8 別表に定めるその他の科目を修得する場合において、教科及び教職に関する科目、養護及び教職に関する科目以外の科目の修得に当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない。

9 免許法附則第5項若しくは29年改正免許法附則第8項、第11項、第12項又は第13項、免許法施行規則第11条第1項の表備考第2号、附則第38項又は第39項に規定する免許状の取得方法の特例により免許状の授与を受ける場合においては、別表に定める修得方法の例にならうものとする。

10 規則施行の際、現に栃木県教育職員免許法令施行細則（昭和43年栃木県教育委員会規則第14号）に規定する単位の修得方法により普通免許状の授与を受けるために必要な単位の全部を修得している者は、別表に定める当該免許状の授与を受けるために必要な単位の全部を修得したものとみなす。

11 平成11年2月19日改正前の基準によりそれぞれの免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、従前の例によるほか、平成11年2月19日改正の基準の3を適用することができる。

(別表)

免許状の種類	ページ	根拠規定
幼稚園教諭の部（第2表）	27	免許法別表第3
小学校教諭の部（第7表）	36	
中学校教諭の部（第11表）	45	
高等学校教諭の部（第17表）	60	
実習教諭の部（中学校）（第13表）	49	免許法別表第5及び附則第9項
（高等学校）（第19表）	64	
特別支援学校教諭の部（第24表）	73	免許法別表第7
養護教諭の部（第29表）	82	免許法別表第6
栄養教諭の部（第31表）	86	免許法別表第6の2
（第32表）	88	免許法附則第17項

第4章 免許法の経過措置

1 昭和63年免許法改正に伴う主な経過措置

- (1) 平成元年3月31日までに旧法の規定により授与を受けた免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれこれに対応する新法の規定による免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、旧免許状を有する者は、平成元年4月1日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

（昭63改附第2項、第3項）

区 分	旧 免 許 状	新 免 許 状
小学校教諭、中学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭	一級普通免許状	一 種 免 許 状
	二級普通免許状	二 種 免 許 状
高等学校教諭	一級普通免許状	専 修 免 許 状
	二級普通免許状	一 種 免 許 状
	普 通 免 許 状	一 種 免 許 状

- (2) 平成2年4月1日前に大学等に存学し、これらを卒業するまでに旧法別表第1又は第2に規定する所要資格を得た者は、新法に規定する所要資格を得たものとみなす。（昭63改附第4項）
- (3) (1) 又は(2) により一種免許状（高等学校教諭一種免許状を除く。）を有する者又は所要資格を得たものとみなされる者で、平成2年4月1日前に大学院等に存学し平成5年3月31日までに修士の学位を得た者等は、新法に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。（昭63改附第5項）
この場合の大学院等は、認定課程の有無は問わない。
- (4) (1) 又は(2) により一種免許状を有する者又は所有資格を得たものとみなされる者が、新法別表第1又は第2の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状に係る専門教育科目の単位は既に修得したものとみなす。（昭63改附第6項）
- (5) (1) 又は(2) により二種免許状を有する者又は所有資格を得たものとみなされる者が、新法別表第1又は第2の規定により一種免許状の授与を受けようとするときは、二種免許状に係る専門教育科目の単位は既に修得したものとみなす。（昭63改附第7項）
- (6) 平成元年3月31日から引き続き平成元年4月1日において現に教育職員である者についての新法別表第1による特別支援学校の教諭の一種免許状を取得する場合の基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。（昭63改附第8項）
- (7) (1) により新免許状を有するとみなされた者が、新法別表第3、第5、第6又は第7の規定により免許状の授与を受けようとするときは、対応する旧免許状の授与等を受けた後の在職年数を通算し、及び単位を合算することができる。（昭63改附第9項）
- (8) 平成6年3月31日までに旧法別表第3備考第6号（いわゆる「15年0単位」）に規定する要件を満たした者は、新法別表に掲げる上級免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

（昭63改附第10項）

この15年には、相当する校種の教員の職のほか5年間に限り次表に掲げる職を通算することができる。

受けようとする免許状	5年以内に限り通算される職	
小学校教諭一種免許状	中学校又は幼稚園（盲学校、聾学校又は養護学校の中学部、幼稚部を含む）の教諭	（共通） 校長 教頭 教育長 指導主事 社会教育主事
中学校教諭一種免許状	小学校又は高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、高等部を含む）の教諭	
	免許法附則第3項の規定による小学校の教諭又は講師（専科教員）	
高等学校教諭専修免許状	中学校（盲学校、聾学校又は養護学校の中学部を含む）の教諭	
幼稚園教諭一種免許状	小学校（盲学校、聾学校又は養護学校の小学部を含む）の教諭	
盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の一種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭	
養護教諭一種免許状		

(9) 平成元年3月31日から引き続き平成元年4月1日において現に教育職員である者については、新法別表第3備考第8号から第10号までの規定（相当免許状が二種である者に対する措置）は、適用しない。

（昭63改附第11項）

(10) (1) により中学校又は高等学校の教諭の免許状を有するとみなされる者で、平成6年3月31日までに旧法別表第4に規定する所要資格を得た者は、新法別表第4に規定する所要資格を得たものとみなす。

（昭63改附第12項）

2 平成元年免許法改正に伴う主な経過措置

(1) 平成2年4月1日以後に大学に入学する者以外の者についての高等学校の教員の免許状授与の所要資格及び免許状の授与等については、平成6年3月31日までは、なお従前の例（「社会」の教科についての高等学校の教員の免許状）による。

（平元改附第2項）

(2) 平成6年3月31日までに授与等を受けた「社会」の教科についての高等学校の免許状は、「地理歴史」及び「公民」の各教科についての免許状とみなし、旧免許状を有する者は、平成6年4月1日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

（平元改附第3項）

(3) 平成6年3月31日に改正法附則第2項の規定により旧免許状に係る所要資格を得ている者（改正法附則第3項により授与を受けたものとみなされる者を除く。）は、平成6年4月1日において、当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

（平元改附第4項）

(4) 平成2年4月1日前に大学に在学した者で、平成6年4月1日以後の日にこれを卒業するまでに旧免許状に係る所要資格を得たものは、当該所要資格に対応する旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

（平元改附第5項）

(5) 新法の規定により授与等を受けた「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者若しくは新法附則第3項の規定により新免許状の授与を受けたとみなされる者は、平成12年3月31日までは、旧法に規定する「社会」の教科の教授を担任することができる。

（平元改附第6項）

(6) 新法附則第3項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、新法別表第3の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の免許状の授与を受けようとするときは、旧免許状の授与等を受けた後の「社会」の教科の教授の担任する教員としての在職年数を「地理歴史」又は「公民」の教科の教授の担任する教員としての在職年数に通算し、及び平成6年4月1日前に修得した「社会」の教科に係る単位を同日以後に修得した「地理歴史」又は「公民」の教科に係る単位に合算することができる。

（平元改附第7項）

(7) 新法の規定により授与等を受けた「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の免許状を有する者は、新法別表第3の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の免許状の授与を受けようとするときは、新免許状の授与を受けた後の「社会」の教科の教授を担当する教員としての在職年数を通算することができる。(平元改附第8項)

(8) 平成2年3月31日までに授与等を受けた高等学校の免許状を有する者が、新法別表第4の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校の免許状の授与を受けようとするときは、平成6年4月1日前に修得した「社会」の教科に係る単位を同日以後に修得した「地理歴史」又は「公民」の教科に係る単位に合算することができる。(平元改附第9項)

(留意事項)

- (1) 高等学校の「地理歴史」及び「公民」担当教員の養成は平成2年度大学入学者から実施された。
- (2) 平成2年度大学入学者以外の者については、平成6年3月31日までは普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の授与は、高等学校の免許教科「社会」について行われた。
- (3) 大学院又は大学の専攻科における、高等学校の「地理歴史」及び「公民」の教科についての担当教員の養成は平成6年度大学院等の入学者から実施された。

3 平成10年免許法改正に伴う主な経過措置

(1) 平成10年6月30日までに旧法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第9条2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平10改附第3項)

(2) 平成10年7月1日までにされた旧法による課程認定は、平成10年7月1日以後も、なおその効力を有する。

(平10改附第4項)

(3) 平成12年4月1日前に大学等に存学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第1又は別表第2に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第1又は別表第2に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

(平10改附第6項)

(4) 平成12年3月31日までに旧法別表第4に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第4に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

(平10改附第7項)

(5) 平成15年3月31日までに旧施行規則の適用により10単位以上を修得した者に対する免許法別表第3又は別表第6の規定の適用(専修免許状を除く。)については、なお従前の例(旧施行規則による教科に関する科目、教職に関する科目及び教職に関する科目の修得単位の内訳)による。

(平成10年改正施行規則附則第8項)

4 平成12年免許法改正に伴う主な経過措置

(1) 旧法別表第3備考第6号の規定は、平成16年3月31日までの間、新法別表第3、別表第6又は別表第7の規定によりこれらの表の第1欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、平成12年7月1日において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの表の第3欄に定める最低在職年数を満たしていた者である場合について、なおその効力を有する。

(平12改附第4項)

(2) 旧法別表第5備考第4号の規定は、平成16年3月31日までの間、新法別表第5の規定により同表第1欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、平成12年7月1日において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係る同表第2欄に定める最低在職

年数を満たしていた者である場合について、なおその効力を有する。

(平12改附第5項)

5 平成14年免許法改正に伴う主な経過措置

- (1) 平成元年3月31日から引き続き平成元年4月1日において現に旧法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平14改附第3条)

6 平成18年免許法改正に伴う主な経過措置

- (1) 平成19年3月31日までに旧法の規定により授与されている次の表の左欄に掲げる免許状(以下「旧免許状」という。)は、それぞれこれに対応する新法の規定による免許状(以下「新免許状」という。)とみなし、当該旧免許状を有する者は、平成19年4月1日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

(平成18改附第5条第1項)

旧 免 許 状	新 免 許 状
盲学校教諭免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭免許状
聾学校教諭免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭免許状
養護学校教諭免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭免許状

- (2) (1)の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者については、新免許状に係る特別支援教育に関する科目(以下「特別支援教育科目」という。)の最低単位数を修得したものとみなす。

(平成18改附第5条第2項)

- (3) 旧免許法に基づき授与されている特殊の教科の教員免許状(「特殊教科免許状」)を、自立教科等の教員免許状(「自立教科等免許状」)とみなし、当該特殊教科免許状を有する者は、平成19年4月1日において、当該自立教科等免許状の授与を受けたものとみなす。

(平成18改附第6条)

- (4) 平成19年3月31日に現に旧免許法に基づく認定課程を有する大学又は指定教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関を卒業するまでに、当該大学の認定課程又は教員養成機関において旧免許状の授与を受けるために必要とされる科目の単位数を修得したものは、当該認定課程又は教員養成機関において取得予定であった旧免許状に対応する特別支援学校教諭の普通免許状に係る特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

(平成18改附第7条)

- (5) 別表第7の規定に基づき新免許状の授与を受けようとする者については、平成19年3月31日までの相当学校の教員としての在職年数を新免許状の授与を受けるための特別支援学校の教員としての在職年数に通算し、平成19年3月31日までに修得した単位数を新免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

(平成18改附第8条)

- 一 盲学校 特別支援学校において視覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
- 二 聾学校 特別支援学校において聴覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
- 三 養護学校 特別支援学校において知的障害者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域を担当する教員

(平成18年改正施行規則附則第3条第3項)

7 平成20年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

(1)平成22年3月31日において課程認定大学の課程又は指定教員養成機関の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに、旧施行規則に規定する教職に関する科目の最低習得単位数を修得した者については、新施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

(平20改正施行規則附則第2条)

(2)平成25年3月31日までに、旧施行規則第6条第1項の表第5欄、第10条の表第5欄又は第10条の4の表第5欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。ただし、平成22年度以降の新入生は除く。

(平20改正施行規則附則第3条)

(3)平成10年の改正前の免許法の規定により所要資格を得ている者(平10改附第6項に規定する者)については、新施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。ただし、本規定に基づき免許状を取得した後、免許法別表第1により他校種の免許状を取得する場合は、当該他校種の認定課程において新たに教職実践演習の単位を修得する必要がある。

(平20改正施行規則附則第4条)

8 平成22年免許法施行規則改正に伴う経過措置

(1)平成23年3月31日において課程認定大学の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、旧施行規則第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、新施行規則第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

(平22改正施行規則附則第2条第1項)

(2)平成26年3月31日までに、旧施行規則第5条に規定する福祉の教科についての教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、新施行規則第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。ただし、平成23年度以降の新入生は除く。

(平22改正施行規則附則第2条第2項)

9 平成25年免許法改正に伴う経過措置

令和7年3月31日までに幼稚園教諭免許状の所要単位と保育士資格として良好な成績で勤務した者は、学力及び実務の検定により幼稚園教諭免許状を取得することができる。

(免許法附則第18項)

10 平成28年免許法改正に伴う主な経過措置

平成31年4月1日前に大学等に存学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

(平28改附第6条)

11 平成29年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

(1)旧課程において修得した教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新法別表第1備考第五号ロの規定に準じて、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した領域に関する専門的事項、教科に関する専門的事項、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなす。(指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。)

(平29改正施行規則附則第2項)

- (2) 旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなす。(指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。)(平29改正施行規則附則第3項)
- (3) 旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなす。(指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。)(平29改正施行規則附則第4項)
- (4) 平成31年4月1日より前に幼稚園教諭の課程として認定された課程については、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生に対して、小学校の教科に関する専門的事項の単位を修得させることにより、領域に関する専門的事項の単位を修得させたものとみなすことができる。(平29改正施行規則附則第7項)

12 令和3年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

- (1) 令和4年3月31日において認定課程大学の課程又は指定教員養成機関の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに下記表旧科目の単位を修得した者、又は既に下記表旧科目を修得した者が、免許法別表第1、別表第3から別表第5、別表第8又は附則第5項により小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を取得する場合は、下記表新科目を修得したものとみなす。

旧科目	新科目
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	各教科の指導法(情報通信技術を含む。)
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

(令3改正施行規則附則第2項)

- (2) 令和4年3月31日において免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育の課程を履修している者で上記表旧科目の単位を修得した者、又は令和4年3月31日までに上記表旧科目を修得した者が、免許法別表第3から別表第5、別表第8又は附則第5項により小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を取得する場合は、上記表新科目を修得したものとみなす。

(令3改正施行規則附則第3項)

13 令和4年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

- (1) 令和4年7月28日において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに改正前の施行規則の規定により総合的な学習の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日に免許法認定講習・公開講座・通信教育の過程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を改正後の施行規則に規定する総合的な探求の指導法等に関する科目の単位とみなす。

受けようとする免許状	旧 科 目	新 科 目
高等学校教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な探求の時間の指導法に限る。）
養護教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）
栄養教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）

（令 4 改正施行規則附則第 3 項）

(2) 令和 6 年 3 月 31 日において文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに改正前の教育職員免許法施行規則第 7 条第 1 項の表第 2 欄及び第 3 欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに同表第 2 欄及び第 3 欄に掲げる科目の単位を修得したものの単位は、当該単位を改正後の教育職員免許法施行規則第 7 条第 1 項の表第 2 欄及び第 3 欄に掲げる科目の単位とみなす。

14 令和 5 年免許法施行規則改正に伴う主な経過措置

(1) 令和 6 年 3 月 31 日において課程認定大学に在学している者でこれを卒業するまでに次の表の改正前科目区分に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和 6 年 3 月 31 日までに認定過程において改正前科目区分に掲げる科目の単位を修得した場合は、当該単位を次の表の改正後科目区分に掲げる科目の単位とみなす。

(2) 令和 6 年 3 月 31 日において免許法認定講習等を履修している者で次の表の改正前科目区分に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和 6 年 3 月 31 日までに免許法認定講習、公開講座若しくは通信教育の課程により改正前科目区分に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第 3 から第 5 まで、別表第 8 又は附則第 5 項の規定により中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、当該単位を改正後科目区分の単位とみなす。

14(1)及び(2)改正科目対照表

受けようとする免許状	施行規則第4条の表第4条備考第9号の表	改正前科目区分	改正後科目区分
中学校 教諭	理科	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を全て修得	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
	技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 又は金属加工（製図及び実習を含む。）	材料加工（実習を含む。）
		栽培（実習を含む。）	生物育成
		「機械（実習を含む。）及び「電気（実習を含む。）	機械・電気（実習を含む。）
		情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ
	家庭科	被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
保育学（実習を含む。）		保育学	
高等学校 教諭	理科	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を全て修得	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
	家庭	被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
		住居学（製図を含む。）	住居学
		保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学
		家庭電気・家庭機械・情報処理	削除
	情報	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	コンピュータ・情報処理
		情報システム（実習を含む。）	情報システム
		情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報通信ネットワーク
		マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア表現・マルチメディア技術
		「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」	「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」

(3) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者でこれを卒業するまでに次の表の「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において「改正前科目区分」に関する単位を修得していた場合（(1)又は(2)の経過措置を適用する場合を除く。）は、当該単位を次の表の「改正後の施行規則において『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位としてみなすことができる教科」の単位とみなすことができる。

受けようとする免許状	教科	改正前科目区分	改正後の施行規則において「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすことができる教科
中学校	理科	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	中学校「理科」
		化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
		生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	
		地学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	技術	機械（実習を含む。）	中学校「技術」
		電気（実習を含む。）	
高等学校	家庭	家庭電気・家庭機械・情報処理	高等学校「家庭」
	情報	情報社会・情報倫理	高等学校「情報」
		情報と職業	

第5章 介護等の体験

1 免許法の特例法

平成10年4月1日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下「介護等体験特例法」という。）が施行され、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を受ける場合には、7日間以上の「介護等の体験」を行うことが義務付けられました。

2 介護等の体験の内容

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等を体験させることを目的としています。

3 介護等の体験の期間と実施施設

満18歳に達した後、特別支援学校又は社会福祉施設等で、7日間以上の体験を行うこととなっています。7日間の内訳は柔軟に設定して差し支えありませんが、特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいとされています。

（令和3年4月13日「介護等体験特例法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」

4 留意事項等（2）③）

なお、栃木県内の学校及び施設等で介護等の体験を行おうとする場合は、社会福祉施設等については（福）栃木県社会福祉協議会が、特別支援学校については栃木県教育委員会が受入の調整を行っています。

4 介護等の体験を免除する者

(1) 次の免許を受けている又は資格を有する者

（介護等体験特例法施行規則第3条第1項第1号～第10号）

保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員の免許状（免許法別表第1により授与された免許状に限る。）を受けている者、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士

(2) 身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者

（介護等体験特例法施行規則第3条第2項）

5 経過措置

平成10年4月1日前に大学等に在学し、これらを卒業するまでに免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、介護等の体験は必要ありません。（ただし、有する免許状の授与条件により、介護等の体験が必要となる場合があります。）